

国立大学法人滋賀大学学長選考基準

滋賀大学憲章

国立大学法人滋賀大学は、滋賀大学憲章において、豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献するという基本理念を掲げ、その目標として知の継承（教育）、知の開拓（研究）、知の還元（社会貢献）の三つの目標を掲げている。

求められる学長像

次のとおり求められる学長像を示す。

- (1) 滋賀大学憲章に定めた基本理念を実現するため、諸課題に果敢に取り組む情熱と実行力を有すること
- (2) 滋賀大学に期待される社会的役割を認識し、滋賀大学が持つ強み、個性、特色を最大限に生かした大学改革を積極的に推進する能力を有すること
- (3) 教育、研究、社会貢献等の諸活動について明確なビジョンを示し、強力なリーダーシップを有すること
- (4) 大学運営において迅速な意思決定を行うとともに、本学構成員とのコミュニケーションを十分に図れること
- (5) 国の内外において豊富な経験を有し、国際的な視野を持って大学運営を行う能力を有すること
- (6) 安定的財政基盤の確立を目指しつつ、効果的で機動的な経営戦略を実現できる能力を有すること
- (7) 広く社会の状況を把握し、地域との密接な協力関係を構築する能力を有すること

選考の手続き・方法

国立大学法人滋賀大学学長選考会議は、国立大学法人滋賀大学学長選考規程、国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則に基づき、学長候補者を選考する。